

# 福井県報

第 308 号  
令和 6 年  
7 月 23 日(火)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 規則

※福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則(四一

・地域医療課)

二

### 告示

※県統計調査の告示の一部を改正する告示(三二九・統計調査課)

○有害な興行の指定(三三〇・県民安全課)

○生活保護法の規定による指定介護機関の指定(三三一・地域福祉課)

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録研修機関の登録(三三二・長寿福

祉課)

○道路の区域の変更(三三三・道路保全課)

※急傾斜地崩壊危険区域の指定(三三四～三三七・砂防防災課)

○道路の位置の指定(三三八・丹南土木事務所)

### 公告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(

財政課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(危機管理課)

○令和六年度毒物劇物取扱者試験の実施(医薬食品・衛生課)

○大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出(商業・市場開

拓課)

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決

定(奥越高原青少年自然の家)

### 教育委員会規則

※福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一

部を改正する規則(三・高校教育課)

### 公安委員会規則

※福井県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則(五・県民サポート課)

### 公安委員会告示

※福井県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する告示(七一・県民サポート課)

労働委員会告示

### 労働委員会告示

○労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲の認定(一一)

規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和六年七月二十三日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十一号

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

福井県立病院使用料および手数料徴収条例施行規則（昭和二十五年福井県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
区分	金額	区分	金額
一〇二十五（略）	（略）	一〇二十五（略）	（略）
二六（略）	（略）	二六（略）	（略）
二七 RSウイルス	二五、四七〇円		

この規則は、公布の日から施行する。

# 告示

福井県告示第329号

県統計調査の告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

県統計調査の告示の一部を改正する告示

県統計調査の告示（平成21年福井県告示第187号）の一部を次のように改正する。

表中

<p>「産業廃棄物実態調査 5年毎に策定予定の廃棄物処理計画の基礎資料として、廃棄物の発生量および処理量について、全数調査を行う。」</p>	<p>福井県内全域 平成25年度に産業廃棄物を年間10トン以上発生していた事業所</p>	<p>産業廃棄物の発生量、排出量、処分状況等 調査を実施する前年度（4月1日～3月31日）</p>	<p>約840事業所 (全数)</p>	<p>都道府県— 民間事業者— 報告者— 郵送調査 およびオンライン調査</p>	<p>5年毎 10月上旬 ～11月下旬</p>
--	--	---	-------------------------	--	---------------------------------

を

<p>「産業廃棄物実態調査 5年毎に策定予定の廃棄物処理計画の基礎資料として、廃棄物の発生量および処理量について、全数調査を行う。」</p>	<p>福井県内全域 平成25年度に産業廃棄物を年間10トン以上発生していた事業所</p>	<p>産業廃棄物の発生量、排出量、処分状況等 調査を実施する前年度（4月1日～3月31日）</p>	<p>約840事業所 (全数)</p>	<p>都道府県— 民間事業者— 報告者— 郵送調査およびオンライン調査</p>	<p>5年毎 8月下旬 ～10月上旬</p>
--	--	---	-------------------------	---	--------------------------------

に、

<p>「食品の海外輸出に関する実態調査 福井県産食品の輸出促進を進めていく上で、県内食関連企業への輸出の関心や実態を把握するための基礎資料として活用することを目的とする。」</p>	<p>県内食関連企業</p>	<p>食品の輸出取引状況 平成28年～29年</p>	<p>約740企業</p>	<p>県—民間事業者— 報告者— 郵送調査</p>	<p>毎年 1月中</p>
--	----------------	--------------------------------	---------------	-----------------------------------	-------------------

を

<p>「食品の海外輸出に関する実態調査 福井県産食品の輸出促進を進めていく上で、県内食関連企業への輸出の関心や実態を把握するための基礎資料として活用することを目的とする。」</p>	<p>県内食関連企業</p>	<p>食品の輸出取引状況 暦年（1月1日～12月31日）や年度（4月1日～3月31日）または各社の決算期間</p>	<p>約115企業</p>	<p>県—報告者— 郵送調査およびオンライン調査、 電話</p>	<p>毎年 1月～3月</p>
--	----------------	---	---------------	--	---------------------

に改める。

附 則

この告示は、令和6年7月23日から施行する。

## 福井県告示第330号

福井県青少年愛護条例（昭和39年福井県条例第15号）第10条第1項の規定に基づき、次のものを青少年の健全な育成に有害な興行として指定したので、同条第2項の規定により公示する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

指定理由 著しく性的感情を刺激し、または著しく粗暴性、残虐性もしくは犯罪を誘発助長する性質を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

指定年月日 令和6年7月5日

種別	題名	制作会社、配給会社等名
映画	夫婦崩壊 不倫の報酬	佐藤組 〈新東宝映画〉
映画	マンダレイ (原題) MANDERLAY	シンカ (デノンワークほか)

## 福井県告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1812410049	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	千葉医院	福井県三方上中郡若狭町井ノ口29-28-1	医療法人 千葉医院 理事長 千葉 直樹	令和6年6月1日

## 福井県告示第332号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第15条に規定する登録研修機関に登録したので、同法附則第24条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

## 1 事業所の名称

福井リハビリテーション病院

介護医療院

## 2 事業所の所在地

福井市南権原町20字大畑2番

## 3 事業者の名称

医療法人 穂仁会

4 登録年月日

令和6年7月11日

5 喀痰吸引等研修の課程

第一号研修

6 登録研修機関登録番号

1813132

福井県告示第333号

一般県道今庄杉津線の下記区間において、河川改修工事（大橋架替）に伴う迂回路設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和6年7月23日から20日間一般の縦覧に供する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	今庄杉津線	新	南条郡南越前町新道1 7字片山113番から 南条郡南越前町新道2 2字七宝庵110番ま で	40 ～ 198	156.4
			南条郡南越前町新道1 7字片山114番から 南条郡南越前町新道2 2字七宝庵110番地 先道路まで	60 ～ 19/1	122.4
一般県道	今庄杉津線	旧	南条郡南越前町新道1 7字片山114番から 南条郡南越前町新道2 2字七宝庵110番地 先道路まで	60 ～ 19/1	122.4

福井県告示第334号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

中山地区急傾斜地崩壊危険区域

市 町	字	地 番
福井市	中山町	
	3字前通	55の1の一部、56の1の一部、57の1の一部、72-1の1の一部、72-2、72-3、72-4の1の一部
	4字村北原	32の1の一部、33の1の一部、34、35の1の一部、37-1の1の一部、37-3、38-1の1の一部、39-1の1の一部、39-2の1の一部、39-3の1の一部、43-1の1の一部、44-1の1の一部、45-1の1の一部、45-2、51-1の1の一部、52、53-1の1の一部、53-2の1の一部、56の1の一部、57-1の1の一部、59の1の一部
	11字村北	10-1の1の一部、12の1の一部、18-2の1の一部、19の1の一部、20、21の1の一部、22の1の一部、23の1の一部

福井県告示第335号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和57年福井県告示第292号）の一部を次のように変更する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

菅生地区急傾斜地崩壊危険区域の表を次のように改める。

市 町	字	地 番
福井市	北菅生町	
	10字坂蓋	4-1の1の一部、4-2、6-1、6-2、7、8、9
	11字下坂蓋	10-1、10-2、12-1、12-2、12-3、12-4、13、18の1の一部、19の1の一部、20の1の一部、22の1の一部、24-1の1の一部、29-1、29-2、29-3
	15字東最寄	31、32-1、32-2、33、34、35-1
南菅生町	1字長坂	26の1の一部、30の1の一部、31の1の一部、32の1の一部、33、34、43の1の一部、45の1の一部、46
	2字野当	64の1の一部、101の1の一部
田	18字左敷	26-1の1の一部、28-1
	19字河向	2、3、4の1の一部、10の1の一部、14
	20字坂蓋	1-1、11、12、13、14の1の一部、15

28字滝ノ平 1-1、1-2、1-3、2、3、3-1、4、7、8の一部、9の一部、10-1の一部、10-2の一部、10-4の一部

### 福井県告示第336号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和55年福井県告示第222号）の一部を次のように変更する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

西大道（堂の下）地区急傾斜地崩壊危険区域の表を次のように改める。

市 町	字	地 番
南越前町	西大道	21字清水端 1-1の一部、1-2の一部、1-5の一部、1-6の一部、1-7、1-9の一部、1-10、1-11の一部、11、12の一部、13-1、30-1の一部、30-3の一部
		24字山ノ神 1-1の一部、1-8の一部、1-10の一部、1-12の一部、1-14の一部、1-16の一部、1-18の一部、1-19の一部、1-22の一部、3-2、3-3、3-4、7-3、9-4、21-3の一部
		東大道
	66字北清水谷 1-1の一部、1-3の一部、1-4の一部、1-13の一部、1-14の一部、1-15の一部、1-16の一部、1-35の一部	

### 福井県告示第337号

急傾斜地崩壊危険区域の指定（平成8年福井県告示第18号）の一部を次のように変更する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

観音地区急傾斜地崩壊危険区域の表を次のように改める。

市 町	字	地 番
敦賀市	長谷 35号堂ノ前 66の一部	
	36号御堂山 1の一部、2-1の一部、2-2、3-1の一部、3-4の一部、3-8の一部、3-9の一部、3-12、4の一部、5-1の一部、5-2、12-1の一部、12-2、13-1の一部、13-2、14、16の一部	

37号道ノ下 62号堂山 11の一部、30の一部  
6-1の一部、7-1の一部、7-2の一部、7-3、8の一部、9-1の一部、9-6の一部、10-1の一部

### 福井県告示第338号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月23日

福井県丹南土木事務所長 笹木 俊和

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
鯖江市舟津町2丁目2-2

有限会社 福田木材 代表取締役 笠原 徳史

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置	幅員 (単位：メートル)	延長 (単位：メートル)
鯖江市冬島町6字六反田4番1、8番の一部、12番2	8.00	87.36

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
福井県予算編成システム再構築業務 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部財政課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年7月5日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
日本電気株式会社 北陸支社  
石川県金沢市広岡3丁目3番11号

- 5 随意契約に係る契約金額  
163,190,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
公募型プロポーザルによる随意契約
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年3月26日
- 8 随意契約にすることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県原子力防災センター陽圧浄化換気装置ユニット交換業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県防災安全部危機管理課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月26日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社増田空調  
福井県敦賀市曙町3番5号
- 5 落札金額  
38,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年5月14日

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定に基づき、令和6年度毒物劇物取扱者試験（以下「試験」という。）を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「省令」という。）第8条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 試験日時  
令和6年10月1日（火）  
午後1時から午後3時まで
- 2 試験場所  
福井県生活学習館（ユニー・アイふくい）  
福井市下六条町14-1

3 試験種別

- (1) 一般試験
- (2) 農薬用品目試験
- (3) 特定品目試験

4 試験科目

- (1) 筆記試験
  - ア 毒物および劇物に関する法規
  - イ 毒物および劇物の性質および貯蔵その他取扱方法（農薬用品目試験にあつては省令別表第2令別表第1に掲げる毒物および劇物ならびに特定品目試験にあつては省令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）
- ウ 基礎化学
- (2) 実地試験

5 毒物および劇物の識別および取扱方法

- (1) 配布期間  
令和6年7月23日（火）から同年8月23日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日および祝日は除く。）
- (2) 配布場所  
福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課および県健康福祉センターの窓口とする。なお、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページからダウンロードできる。

また、受験願書の請求を郵送によって行う場合は、郵便番号および宛先を明記した角2号の返信用封筒に140円切手（速達希望は400円切手）を貼って同封すること。

6 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書（用紙の大きさは日本産業規格A4とする。）に次に掲げる書類等を添えて、県内に在住する者（福井市を除く）は、当該住所を管轄する県健康福祉センターに、福井市に在住する者は、県福井健康福祉センターに、県外在住者は福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出すること。郵送により提出する場合には、必ず簡易書留または書留郵便によること。

上記の手続によらず、電子申請により受験手続を行う場合には、福井県電子申請サービスにより申請すること。

(1) 写真 1 葉

(出願前6月以内に撮影の無帽、正面、上半身の縦の長さ6cm、横の長さ4cmの大きさのもので、裏面に氏名および生年月日を記載し、受験願書の所定の欄に貼付すること。電子申請においては、出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身の写真を電子申請時に添付ファイルとして提出すること。)

7 受験手数料

受験手数料10,500円を、下記(1)、(2)のいずれかの手段により納付すること。ただし、電子申請による場合には、(2)の手段により納付すること。

(1) 福井県収入証紙10,500円分を受験願書の所定の欄に貼り付ける(消印はしないこと。)

(2) 福井県の手数料納付システムを利用し、コンビニ支払いまたはクレジット払いで10,500円を納付した後、システム利用時に発番される申込番号を福井県収入証紙貼付欄に記載すること。電子申請においては、電子申請時の指示に従い、発番される申込番号を入力すること。

8 受験願書の提出期間

令和6年8月13日(火)から同年8月23日(金)までの午前8時30分から午後5時15分までとし、郵送による場合は令和6年8月23日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。電子申請においては、令和6年8月13日(火)午前8時30分から同年8月23日(金)午後5時15分までとする。

9 合格者の発表

令和6年11月8日(金)午前10時から同年11月22日(金)午後5時15分までの期間、合格者の受験番号を福井県庁1階の掲示板および県健康福祉センターの掲示板上に掲示するほか、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課のホームページに掲載するとともに、合格者に通知する。

10 その他

受験手続その他試験に関する問合せは、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課(福井市大手3丁目17-1 電話0776-20-0347)または県健康福祉センターあてに行うこと(対応時間は土曜日、日曜日および祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

1 大規模小売店舗の名称および所在地  
トランプコスモス小浜駅前店

福井県小浜市駅前町19号44番1  
外1筆

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社コスモス薬品

代表取締役 横山 英昭

福井県福岡市博多区博多駅東2丁目10番1号

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和7年3月2日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1. 343㎡

6 駐車場の収容台数 38台

7 駐輪場の収容台数 15台

8 荷さばき施設の面積 40㎡

9 廃棄物等の保管施設の容量

12. 50㎡

10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時45分

11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後10時まで

12 駐車場の自動車の出入口の数

4箇所

13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

14 届出のあった日

令和6年7月1日

15 届出の縦覧場所



- (1) 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課
  - (2) 福井県小浜市大手町6番3号  
小浜市産業部商工振興課
- 1.6 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
縦覧期間  
公告の日から4月間  
縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで
  - 1.7 意見書の提出先  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和6年7月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
福井県立奥越高原青少年自然の家中央監視装置更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立奥越高原青少年自然の家  
福井県大野市南六呂師169-8
- 3 落札者を決定した日  
令和6年6月26日
- 4 落札者の名称および住所  
大野衛生設備株式会社  
福井県大野市東中町301
- 5 落札金額  
47,080,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和6年5月14日

教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年七月二十三日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第三号

福井県教育委員会行政組織規則および福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一(第十六条関係)

一 高等学校

福井県立道守高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立武生商工高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立若狭東高等学校	全日制	課程および科	(略)	地域創造科	生活創造科
				気・機械科	工業創造科
				ビジネス情報科	電気

二・三 (略)

改正前

別表第一(第十六条関係)

一 高等学校

福井県立道守高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立武生商工高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立若狭東高等学校	全日制	課程および科	(略)	地域創造科	生活創造科
				気・機械科	工業創造科
				ビジネス情報科	電気

二・三 (略)

第二条 福井県教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別表第一(第十六条関係)

一 高等学校

福井県立道守高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立武生商工高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立若狭東高等学校	全日制	課程および科	(略)	地域創造科	生活創造科
				業創造科	ビジネス情報科

二・三 (略)

改正前

別表第一(第十六条関係)

一 高等学校

福井県立道守高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立武生商工高等学校	(略)	課程および科	(略)	学科	(略)
福井県立若狭東高等学校	全日制	課程および科	(略)	地域創造科	生活創造科
				気・機械科	工業創造科
				ビジネス情報科	電気

二・三 (略)

(福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第三条 福井県立学校の管理運営に関する規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>別表第一(第七条関係)</p> <p>一 高等学校</p> <table border="1"> <tr> <td>福井県立道守高等学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立若狭東高等学校</td> <td>全日制</td> <td>地域創造科 気・機械科 工業創造科 ビジネス情報科</td> <td>生活創造科 工業創造科 電気</td> </tr> </table> <p>二 (略)</p>		福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)	福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 工業創造科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気	<p>別表第一(第七条関係)</p> <p>一 高等学校</p> <table border="1"> <tr> <td>福井県立道守高等学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立若狭東高等学校</td> <td>全日制</td> <td>地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科</td> <td>生活創造科 工業創造科 電気</td> </tr> </table> <p>二 (略)</p>		福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)	福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気
福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)																
福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 工業創造科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気																
福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)																
福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気																
<p>別表第一(第七条関係)</p> <p>一 高等学校</p> <table border="1"> <tr> <td>福井県立道守高等学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立若狭東高等学校</td> <td>全日制</td> <td>地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科</td> <td>生活創造科 工業創造科 電気</td> </tr> </table> <p>二 (略)</p>		福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)	福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気	<p>別表第一(第七条関係)</p> <p>一 高等学校</p> <table border="1"> <tr> <td>福井県立道守高等学校</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>福井県立若狭東高等学校</td> <td>全日制</td> <td>地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科</td> <td>生活創造科 工業創造科 電気</td> </tr> </table> <p>二 (略)</p>		福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)	福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気
福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)																
福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気																
福井県立道守高等学校	(略)	(略)	(略)																
福井県立若狭東高等学校	全日制	地域創造科 気・機械科 ビジネス情報科	生活創造科 工業創造科 電気																

第四条 福井県立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条および第三条の規定 令和七年四月一日
- 二 第二条および第四条の規定 令和九年四月一日

公安委員会規則

福井県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則を公布する。  
 令和六年七月二十三日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会規則第五号

福井県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。  
 (形式の変更)

第二条 既存規則の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。

二 改正後規則における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。

(用字および用語の整理)

第三条 既存規則中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表および様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
七 表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八 表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九 表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名

<p>十 表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十一 表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>十二 漢数字(次に掲げるものを除く。)                  1 固有名詞の一部または全部として用いられているもの                  2 熟語の一部として用いられているもの                  3 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの                  4 数の単位として用いられているもの(十、百および千を除く。)                  5 一の項および二の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字(漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。)</p>
<p>十三 左(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>次</p>
<p>十四 右(文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。)</p>	<p>上記</p>
<p>十五 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>十六 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>十七 よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「ヤ」、「ユ」、「ヨ」</p>
<p>十八 促音に用いる「っ」または「ッ」</p>	<p>それぞれ「っ」または「ッ」</p>

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存規則において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項までおよび十三の項から十八の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないときは、別に定めるところによる。  
(委任)

第四条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和六年九月一日から施行する。

# 公安委員会告示

## 福井県公安委員会告示第71号

福井県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する告示を次のように定める。

令和6年7月23日

福井県公安委員会 委員長 奥井 隆

福井県公安委員会告示の形式を左横書きに改正する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、この告示の施行の際現に定められている告示（縦書きの形式をとっているものに限る。以下「既存縦書き告示」という。）の形式を左横書きに改正すると等に関し必要な事項を定めるものとする。

(形式の変更)

第2条 既存縦書き告示の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

- (1) 既存縦書き告示における右方はこの告示による改正後の既存縦書き告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、既存縦書き告示における上方は改正後告示における左方とする。
- (2) 改正後告示における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存縦書き告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、既存縦書き告示において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）および様式については、適用しない。  
(用字および用語の整理)

第3条 既存縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 章、節、款、条、表および構式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
2 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 号を第2次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
5 号を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
6 表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字	アラビア数字
7 表中その内容を第2次の段階で細分するために用いら	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字

<p>れている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	
<p>8 表中その内容を第3次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>五十音順による片仮名</p>
<p>9 表中その内容を第4次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名</p>
<p>10 表中その内容を第5次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>アルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>11 表中その内容を第6次の段階で細分するために用いられている文字およびこれを引用するために用いられている当該文字</p>	<p>左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット</p>
<p>12 漢数字（次に掲げるものを除く。）                  (1) 固有名詞の一部または全部として用いられているもの                  (2) 熟語の一部として用いられているもの                  (3) 数量または順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの                  (4) 数の単位として用いられているもの（十、百および千を除く。）                  (5) 1の項および2の項に定めるもの</p>	<p>アラビア数字（漢数字を区切る読点（は割り、3桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改めるものとする。）</p>
<p>13 左（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>次</p>
<p>14 右（文面上の位置または方向を示すために用いられているものに限る。）</p>	<p>上記</p>
<p>15 上欄</p>	<p>左欄</p>
<p>16 下欄</p>	<p>右欄</p>
<p>17 よう音に用いる「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>	<p>それぞれ「ヤ」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」または「ヨ」</p>
<p>18 促音に用いる「っ」または「っ」</p>	<p>それぞれ「っ」または「っ」</p>

- 2 前項の表13の項から16の項までの規定は、既存縦書き告示において既に左横書きの形式をとっている表および様式については、適用しない。
- 3 第1項の表3の項から11の項までおよび13の項から18の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前3項の規定によることが適当でないとき、別に定めるところによる。

(委任)

第4条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和6年9月1日から施行する。

## 労働委員会告示

### 福井県労働委員会告示第1号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定に基づき、同法第3条第4号に規定する職員（以下「職員」という。）が結成し、または加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条第1号に規定する者の範囲を令和6年7月10日付けで認定したので、次のとおり告示する。

なお、労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（令和5年福井県労働委員会告示第4号）は、廃止する。

令和6年7月23日

福井県労働委員会

会長 井上 毅

福井市上下水道局の職員が結成し、または加入する福井市公営企業労働組合について、職員のうち労働組合法第2条第1号に規定する者は、次の表に掲げる者とする。

勤務箇所	職 名
福井市上下水道局	部長、次長、課長、調整参事、副課長、専門官、室長、所長 および課長補佐（局内の人事、給与および労働関係を担当するものに限る。）